

地方法人課税の諸課題に関する P T の設置について（案）

1 名称：

地方法人課税諸課題 P T（仮称）

2 P T の趣旨：

全国知事会規約第 28 条第 1 項の規定に基づき、全国知事会税財政常任委員会に地方法人課税諸課題プロジェクトチーム（以下「P T」という。）を設置して、収入金額課税制度やデジタル経済の進展等に伴う地方法人課税の在り方等について総合的に調査、研究等を行い、併せて、政府・与党に対する要請活動等を行うことにより、適切な施策の強力な推進に資するものとする。

※ 知事会規約第 28 条第 2 項に基づき税財政常任委員の中から委員長が P T のリーダーを指名し、当該リーダーは同条第 3 項に基づき税財政常任委員会副委員長を務めることとなる。

(参考) 全国知事会規約(抄)

第 28 条 常任委員会にその権限に属する事項について調査、研究するため必要があるときは、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームのリーダーは、原則として、常任委員会の委員長が常任委員の中から指名する。

3 前項に規定するプロジェクトチームのリーダーは、第 26 条第 1 項に規定する副委員長とともに、当該プロジェクトチームが所属する常任委員会の副委員長を務める。

4・5 (略)

第 26 条 常任委員会の委員長は、会長が指名する。

2 委員会に副委員長を置く。副委員長は委員長の指名する者が務める。